塩崎 恭久 厚 生 労 働 大 臣 殿 河野 太郎 国家公安委員会委員長 殿 加藤 勝信 一億総活躍担当大臣 殿

## 子どもを性の対象とすることを容認しない法改正を求める要望書

2015年7月、前年に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」により、児童ポルノの単純所持の禁止規定が施行され、わが国は子どもを性の対象とすることを容認しない社会であることを国内外に明確に表明しました。

しかしながら、改正法施行後も「着エロ」「ジュニアアイドル」ものとして、幼稚園あるいは 小学校低学年の子どもの半裸や水着姿の写真集や DVD が公然と販売され、これらの子どもたち に「握手会」「撮影会」と称して多くの男性たちが群がるという異様な事態が生じている実態に あります。これらの多くは、業者の誘いを受けた親が、年端もいかない子どもを無理やりに、 あるいは、子どもが親を喜ばせようとして抵抗せずに、行われている実態にあります。

このような行為は、子どもに対する性的虐待そのものであり、これらの子どもたちの多くは、 思春期になれば自身が行わされていた行為の真の意味を知り、激しく傷つき、心の傷となり、 それ以降様々な困難を背負い生きていかざるを得ません。親が子どもを性的な対象として売る ものと言え、明らかな児童虐待であり、法律をもって禁止すべき行為と考えます。既に児童福 祉法 34 条 1 項においては、15 歳未満の子どもに「かるわざ、曲馬をさせる行為」(3 号)や「歌 謡、遊芸その他の演技をさせる行為」(4 号)を禁止していますが、「着エロ」の対象とする行為 はこれらに類似するものであり、同様の規制をすることは必要かつ合理的であると考えます。

また、いわゆる JK ビジネスと称する、女子高生等に男性客の性的関心に応じた様々なサービスを提供させる業務も公然と行われていますが、言うまでもなく、こうしたサービスに従事する子どもが強姦や児童買春等の被害に遭う危険性は高く、これまで多数の子どもが犯罪被害に遭っている実態にあります。さらに、このようなサービスに従事する子どもは、家庭での虐待や親の不適切な養育態度により、家出せざるを得なかった等の事情がある場合が少なくなく、家庭で虐待された子どもが、さらに社会により食い物にされているという実態にあります。風俗営業等適正化法では「18 歳未満の子どもに客の接待をさせる行為」を禁止しています(22 条)。JK ビジネスが風俗営業に当たらないことをもって、同様の行為が認められていいはずはありません。子どもの福祉を害する行為として、児童福祉法で規制することが必要かつ合理的と考えます。

以上のとおり、児童ポルノの単純所持が禁止された現在に至っても、子どもは性の対象として多くの被害を受け、それに業者や親等が関与し、助長しているという実情にあります。このままでは、依然としてわが国は、子どもを性の対象とすることを容認する社会と言わざるを得ません。

2015年7月に公表された米国国務省の「人身売買報告書」でも、JK ビジネスが少女買春の温床になっていると報告されるなど、毎年のように指摘され、国際的にもこうしたわが国の実態に対して、厳しい批判の目が注がれています。2020年の東京五輪を控え、このような事態が直ちに改められなければ、開催国であるわが国の品位は極めて低いものと国際的に評価され、何よりも、子どもたちを性的対象化という大きなリスクの中に晒し続ける結果となることを強く憂慮いたします。

そこで、私たちは次のような法改正を求めます。

記

- 1. 児童福祉法 34 条を改正し、次の事項を禁止行為として追加する(最低限他の多くの条項と同様懲役 3 年以下の罰則とする)。
- ○満 15 歳に満たない児童の半裸あるいは水着その他これに類する衣服を着用した姿を被写体 とした写真、映像を撮影し、あるいは販売、頒布する行為及びこのような行為をさせ、又は 勧誘する行為
- 〇児童を名目の如何を問わず撮影、接客、散歩、マッサージ、添い寝、会話その他の性的好奇 心に応じたものと認められるサービスを提供する業務に従事させ、又は勧誘する行為
- 2. 児童虐待防止法2条2項(性的虐待の定義)に次の事項を追加する。
  - 〇児童に名目のいかんを問わず撮影、接客、散歩、マッサージ、添い寝、会話その他の性的 好奇心に応じたものと認められる業務に従事させること

以上

2015年10月21日

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 一般社団法人 Colabo 公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会 公益財団法人 日本YMCA同盟 公益財団法人 日本YWCA ECPAT/ストップ子ども買春の会 アジアの女性と子どもネットワーク(AWC) 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス 売買春問題ととりくむ会 ポルノ被害と性暴力を考える会(PAPS)

ノット・フォー・セール・ジャパン

本件連絡先 特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B (http://www.thinkkids.jp/ https://facebook.com/thinkkidsjp) 代表理事 後藤啓二

03-6434-5995 kgotoh@ck9. so-net. ne. jp